

香川労働局発表
平成 30 年 10 月 9 日

| | |
|--------|--|
| 担 当 | 香川労働局労働基準部 監督課 監督課長 小松 良弘 過重労働特別監督監理官 松尾 武司 |
| | 【電話】 087-811-8918(直通) 【夜間】 087-811-8926(呼出) HP : https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/ |

10 月 31 日(水)、過重労働解消キャンペーンで 労使 5 団体を訪問し取組の促進を要請 !

香川労働局(局長 ^{かめざわ のりこ} 亀澤 典子)は、11 月に実施する「過重労働解消キャンペーン」において、県下 5 つの労使団体を訪問して、その代表者に、直接、取組の促進を要請します。

(「平成 30 年度過重労働解消キャンペーン実施要領(概要)」(別添)の 3 の(3)の実施事項参照)

- 1 日付 : 平成 30 年 10 月 31 日(水)
- 2 訪問順と予定時刻 :
 - ① 香川県経営者協会 : 10 : 30 ~ (15 分程度、以下同じ)
会長 遠山誠司 氏
 - ② 日本労働組合総連合会 香川県連合会 : 11 : 00 ~
会長 森 信夫 氏
 - ③ 香川県商工会連合会 : 13 : 30 ~
会長 篠原公七 氏
 - ④ 香川県中小企業団体中央会 : 14 : 00 ~
会長 国東照正 氏
 - ⑤ 香川県商工会議所連合会 : 15 : 00 ~
会長 渡邊智樹 氏

※1 上記の団体要請は、同行取材が可能です。
(事前に、右上の担当者宛にご連絡をお願いいたします。)

【 各団体の所在地等 】

2の①の香川県経営者協会

高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館5F (TEL:087-821-4691)

2の②の日本労働組合総連合会 香川県連合会

高松市番町3丁目5番15号 四国ろうきん番町ビル4F (TEL:087-835-0815)

2の③の香川県商工会連合会

高松市福岡町2丁目2番2—301号 香川県産業会館3F (TEL:087-851-3182)

2の④の香川県中小企業団体中央会

高松市福岡町2丁目2番2—401号 香川県産業会館4F (TEL:087-851-8311)

2の⑤の香川県商工会議所連合会

高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館4F (TEL:087-825-3511)

平成 30 年度過重労働解消キャンペーン実施要領（概要）

1 趣旨

労働時間等の現状をみると、週の労働時間が 60 時間以上の労働者の割合は近年低下傾向にあるものの引き続き高く（全国：平成 29 年は 7.7%）、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められるほか、過労死等に係る労災認定件数も高水準で推移（全国：平成 29 年度脳血管・虚血性心疾患の労災認定数は 253 件）している。また、長時間労働の削減のためには労働時間の適正な把握が重要であるが、これがなされていないことによる割増賃金の不払に係る労働基準法違反も依然としてみられるところである。

これらの問題の解消に向けては、使用者が労働時間を適正に把握した上で、適切な措置等を講じることが求められるものであり、また、使用者のみならず、労働者や労働組合、産業保健スタッフ等のすべての関係者の理解を得て、職場の実態をよく知る労使が一体となった取組が行われることが重要である。

このため、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組の推進を図る観点から、「過重労働解消キャンペーン」（以下「キャンペーン」という。）を設定し、

- ① 長時間労働の削減
- ② 過重労働による健康障害防止対策の徹底
- ③ 労働時間の適正な把握の徹底
- ④ 賃金不払残業の解消

を中心に、労使を始めとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進することとする。

2 実施期間

平成 30 年 11 月 1 日（木）から 11 月 30 日（金）まで

3 香川労働局及び労働基準監督署で実施する事項

- (1) 管内各署における重点監督等の実施
- (2) 全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を平成30年11月4日（日）に実施
- (3) 使用者団体等への協力要請
香川労働局は、主要な使用者団体及び労働組合に対し、傘下の企業及び労働組合において長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組等が実施されるように、積極的な周知・啓発等についての協力要請を行う。
- (4) 香川労働局長によるベストプラクティス企業（長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業）への職場訪問

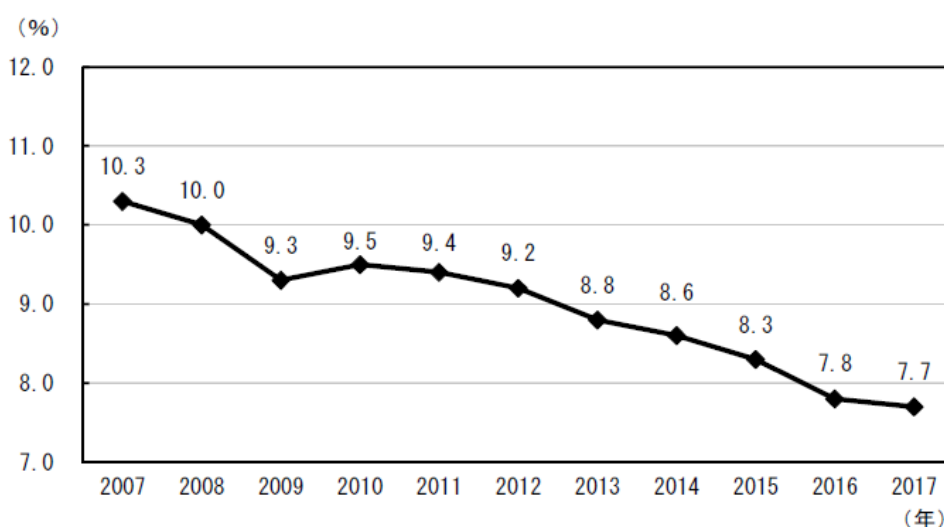
(5) 周知・啓発の実施

キャンペーンの趣旨等について、国民一般に対し周知・啓発を行うとともに、集団指導の場等を活用し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組に関する周知・啓発を行う。

(6) パンフレット及びポスターの配布

パンフレット及びポスターを、使用者団体、労働組合、地方公共団体、関係機関等に対して配布するほか、集団指導、監督指導等の際に使用者等に対して配布する。

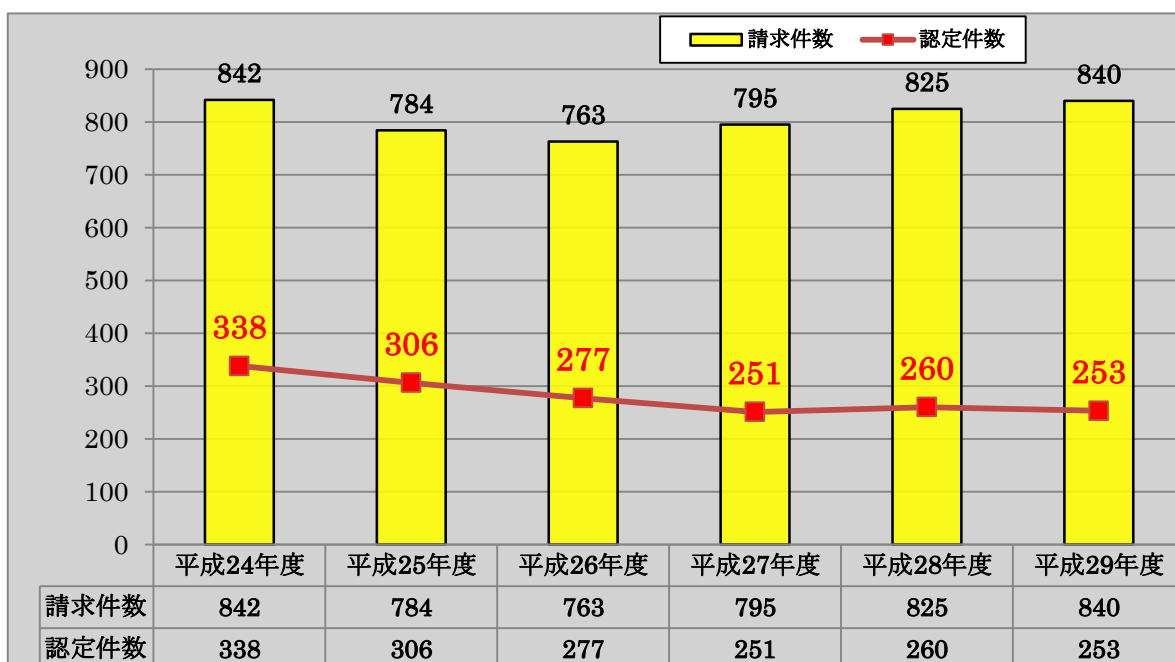
雇用者のうち週間就業時間が60時間以上の従業員の割合の推移



((総務省統計局 労働力調査 (基本集計) 平成29年(2017年)平均 (速報))

脳血管・虚血性心疾患の労災補償請求・認定数の推移

(全国)



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「**過労死等防止啓発月間**」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「**過労死ゼロ**」の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。



過重労働解消キャンペーンのほか、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。



○過労死等防止対策推進シンポジウム

47都道府県48会場（東京は2会場）で開催します。（無料でどなたでも参加できます。）
開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



はたらき過ぎは危険信号、
あなたも職場も



あなたにとって労働とはなんでしょうか？
働くことは大切ですが、働き過ぎは問題です。
長時間の労働は、健康障害のリスクも高まり、
賃金不払残業、ひいては過労死にも繋がる危険があります。
この機会に職場環境を見直してみませんか？

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

無料

「過重労働解消相談ダイヤル」
過重労働等に関する相談はこちら>>>

なくしましょう 長い 残業
0120-794-713
11月4日(日) 9:00～17:00

専用WEBサイト 過重労働解消キャンペーン 検索



毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

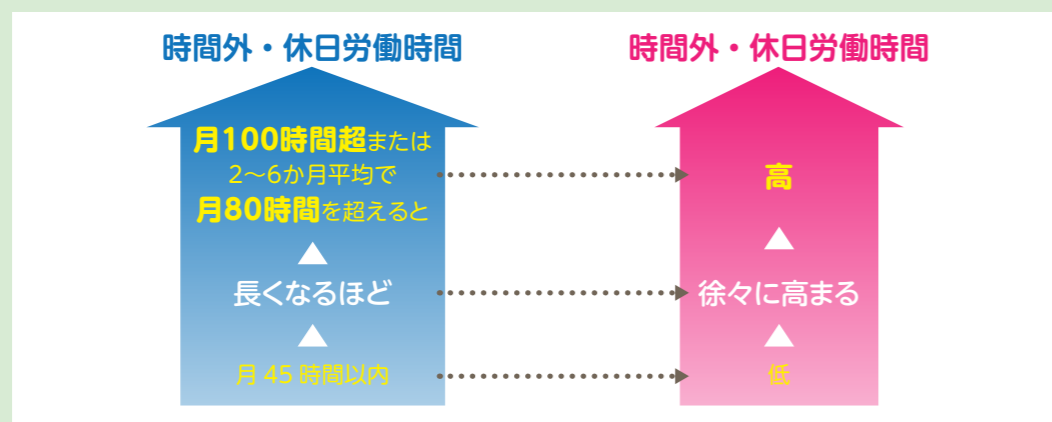
労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

知っていますか？

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



(上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

- ①時間外・休日労働時間を削減しましょう。**
 - ・36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)で定める延長時間は、限度基準^{※3}に適合したものとする必要があります。
 - ・特別条項付き協定^{※4}により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
 - ・休日労働についても削減に努めましょう。
- ②年次有給休暇の取得を促進しましょう。**
 - ・年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。
- ③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。**
 - ・健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
 - ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために^{※5}

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)
 ※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)
 ※3「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)
 ※4「臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1年の半分以上を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。」
 ※5「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)



これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

平成30年11月4日(日) 休日電話相談

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業

0120-794-713 にご相談ください。

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

- 1. 労使の主体的な取組を促します。**
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。
- 2. 重点監督を実施します。**
①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。
- 3. 電話相談を実施します。**
「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時 平成30年11月4日(日) 9:00～17:00 **0120-794-713**

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。
都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30～17:15)

労働条件相談ホットライン **0120-811-610**
(月～金17:00～22:00、土・日9:00～21:00)

労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

- 4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。**
企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月を中心に、全都道府県で計64回、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。
【専用ホームページ】 <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

